

らかにした書面を歳入徴収官等に送付しなければならぬ。

官署支出官は、前項の場合において、相殺をする国の債権が歳出その他の支払金の返納金に係るものであり、かつ、当該返納金に利息、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金が付されているときは、まず返納金について相殺をし、次いで利息、延滞金又は加算金について相殺をするものとする。

第九条 官署支出官は、次の各号に掲げる場合には、国庫内の移換のための支出の決定をしなければならない。

一 他の会計、勘定又は資金に資金を繰り入れるため、支出の決定をするとき

二 歳入徴収官又は国税取納命令官（分任国税取納命令官を含む。第十一条第六項第二号において同じ。）が発した納入告知書、納税告知書又は納付書（それぞれ日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）を納付場所とするものに限る。以下同じ。）に基づいて歳入に納付し、又は国税取納金整理資金に払い込むため、支出の決定をするとき

三 貨幣回収準備資金取扱担当官（貨幣回収準備資金事務取扱規則（平成十五年財務省令第四十六号）第三条第二項に規定する貨幣回収準備資金取扱担当官をいう。第十一条第六項第三号において同じ。）が発した納入告知書に基づいて貨幣回収準備資金に払い込むため、支出の決定をするとき

四 他の官署支出官又は日本銀行に預託金を有する出納官吏が発した納入告知書又は納付書に基づいて歳出の金額に戻し入れ、又は預託金に払い込むため、支出の決定をするとき

五 第六条第一項第一号から第六号まで、第九号及び第十号の規定による控除の金額を歳入に納付するため、支出の決定をするとき

六 国債整理基金特別会計において、国債の引受けを行う者から国がその者に支払うべき国債の発行に係る手数料の金額を控除した残額に相当する金額の国債の発行に係る収入金の払込みを受けた場合に、当該手数料を日本銀行本店に納付するため、支出の決定をするとき

七 国債整理基金特別会計において、国債整理基金の運用として保有する国債の売払いの委託を受けた者から、国がその者に支払うべき当該国債の売払いに係る手数料の金額を控除

した残額に相当する金額の売払代金の払込みを受けた場合に、当該手数料を日本銀行本店に納付するため、支出の決定をするとき

八 第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項に規定する源泉徴収税額を国税取納金整理資金に払い込むため、支出の決定をするとき

九 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により労働保険料を労働保険特別会計の徴収勘定の歳入に納付するため、支出の決定をするとき（第二号に該当する場合を除く。）

十 会計法第十七条又は第二十条第二項の規定により日本銀行に預託金を有する出納官吏に資金を交付するため、支出の決定をするとき

十一 会計法第二十条第二項の規定により、出納官吏が繰替使用した供託金を補てんする資金を当該出納官吏に交付するため、支出の決定をするとき

十二 沖繩振興開発金融公庫に対して、出資ため、資金を貸し付け、又は補給金を交付するため、支出の決定をするとき

十三 会計法第十九条の規定により国債、借入金又は一時借入金の元金償還のための資金を日本銀行に交付するため、支出の決定をするとき

十四 会計法第十九条の規定により国債、借入金又は一時借入金の利子支払のための資金を日本銀行に交付するため、支出の決定をするとき

十五 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下この項において「特別会計法」という。）第八十四条第二項の規定により外国為替資金の運営に要する経費の支払に必要な資金を日本銀行に交付するため、支出の決定をするとき

十六 特別会計法第六十九条第二項の規定により財政融資資金預託金の利子の支払に必要な資金を日本銀行に交付するため、支出の決定をするとき

十七 国債整理基金特別会計において在外公館等借入金の返済の実施に関する法律（昭和二十七年法律第四十四号）第六条第二項の規定により資金を日本銀行に交付するため、支出の決定をするとき

二十 国債整理基金特別会計において財政融資資金から借り入れた借入金又は一時借入金の利子の支払をするため、支出の決定をするとき

二十一 国債整理基金特別会計において財政融資特別会計の投資勘定から借り入れた借入金若しくは一時借入金の元金を償還し、又はその利子の支払をするため、支出の決定をするとき

二十二 国債整理基金特別会計において財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券又は融通証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条第三号から第四号までに規定する融通証券を除く。）の割引差額の支払をするため、支出の決定をするとき

二十三 特別会計法第七十八条第一項の規定により外国為替等の売買に伴つて生じた損失金を補てんするため、支出の決定をするとき

二十四 財政融資資金法（昭和二十六年法律第二百号）第五条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された財政融資資金預託金（国及び沖繩振興開発金融公庫の預託金に限る。第十一条第六項第二号四号において同じ。）に同法第七條第三項若しくは第四項又は附則第十二項の規定により付された利子を支払うため、財政融資資金の運用上生じた損失金を補てんするため、又は特別会計法第六十七条第二項ただし書の規定により繰替金を返還するため、支出の決定をするとき

二十五 特別会計法第四十五条第一項の規定により国債整理基金の運用上生じた損失金を補てんするため、支出の決定をするとき

二十六 第七条第一項の相殺の相殺額を歳入に納付し、歳出の金額に戻し入れ、又は預託金に払い込むため、支出の決定をするとき

二十七 保管金（各省各庁の長の保管に係る現金となるべき金銭をいう。以下この条、第十一条第六項及び第四十条第三項において同じ。）の提出をするため、支出の決定をするとき（民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二百五十九條第三項の定めるところにより宣言された仮執行を免れるための担保又は同法第四百三条第一項の定めるところにより命ぜられた強制執行を停止するための担保となる保管金その他訴訟手続に関する保管金の提出であつて、緊急を要する場合を除く。）

官署支出官は、前項第四号又は第二十六号の場合において、納入告知書又は納付書に「電信れい入」の記載があるときは、電信による国庫内の移換のための支出の決定をしなければならない。

第十条 官署支出官は、日本銀行が指定した銀行その他の金融機関へ職員に支給する給与（以下この条、第十六条及び第十九条において「職員給与」という。）を振り込むための支出の決定をする場合には、当該職員給与の支給日の二営業日前の日までに支出の決定をしなければならない。

前項及び第五十一条第二項において「営業日」とは、日本銀行の休日でない日という。

第十一条 令第四十二条の規定による支出の決定をした旨の通知は、電子情報処理組織を使用しなければならない。ただし、次に掲げる給付（以下「年金等」といい、第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第二号及び第三号に規定する債権者又は同条第二項に規定する出納官吏の預金又は貯金への振込みをいう。以下同じ。）（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の預金への振込みに限る。）及び送金（会計法第二十一条の規定による資金の交付を受けて日本銀行が行う令第四十八条の二第一項第一号に規定する隔地の債権者、同項第二号の債権者又は同条第二項に規定する出納官吏に対し支払をするための送金をいう。以下同じ。）をする年金等に限る。）に係る支出の決定をした旨の通知については、次項から第五項までに掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付することにより行うことができる。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による年金たる給付

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この号、第四号及び第五号において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に

二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この号、第四号及び第五号において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に

規定する年金たる給付（昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第七十九条の二の規定により支給する老齢福祉年金（第十六条第一項及び第三項並びに第三十七条第二項において「老齢福祉年金」という。）を除く。）

三 厚生年金保険法による年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。）

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付

五 昭和一十年国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付

六 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付

八 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）に基づく保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる保険給付、社会復帰促進等事業として行われる年金たる特別支給金及び労災就学等援護費

十 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）に基づく特別遺族年金

十一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）他の法律において準用するものを含む。）による年金たる給付

十二 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金たる給付

十三 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律第十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

十四 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）による年金たる給付

十五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十一年法律第三十四号）に基づく特別児童扶養手当

前項の通知には、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 小切手（日本銀行その他の財務大臣が指定する者（次号及び第十三条において「指定受取人」という。）を受取人とする小切手をいう。次号及び第十三条において同じ。）の振出し、振込み、送金又は国庫内の移換のための支出の決定の別

二 小切手の振出しのための支出の決定をしたときは、指定受取人の住所及び氏名又は名称

三 振込み又は送金のための支出の決定をしたときは、その受取人となる債権者又は出納官吏の住所（ただし、支出の決定が年金等（前項第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。）及び送金をする年金等に限る。）に係るものであるときは、省略することができる。）及び氏名又は名称

四 支出の決定の金額（外国送金の場合において、当該金額が外国貨幣を基礎とするものであるときは、別に定める外国貨幣換算率により換算した邦貨額とする。）並びに当該金額に係る歳出年度、所管、会計名、部局等（勘定区分のある特別会計にあつては勘定。以下同じ。）があるときは部局等、項及び目

五 小切手の振出し又は支払指図書若しくは国庫金振替書の交付若しくは送信（書面等の情報を電子情報処理組織（支出官が支出に関する事務を処理するため、財務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と官署支出官の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。以下同じ。）の年月日

六 電信による送金又は国庫内の移換を要するときはその旨

前二項の場合において、振込みのための支出の決定をしたときは、前項各号に掲げる事項のほか、振込先の金融機関（日本銀行が指定した銀行（日本銀行を含む。次項において同じ。）その他の金融機関をいう。）及びその店舗、預金又は貯金の種別及び口座番号並びに必要があるときは当該支出の決定の事由を明らかにしなければならない。

第一項及び第二項の場合において、送金（外国送金を除く。次条において同じ。）のための支出の決定をしたときは、第二項各号に掲げる事項のほか、支払場所となる金融機関（日本銀行が指定した銀行その他の金融機関をいう。次条及び第五十二条第一項において同じ。）及びその店舗又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社営業所であつて郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。次条及び第五十二条第一項において同じ。）並びに必要があるときは当該支出の決定の事由を明らかにしなければならない。

第一項及び第二項の場合において、外国送金のための支出の決定をしたときは、第二項各号に掲げる事項のほか、当該支出の決定の金額が外国貨幣を基礎とするものであるときは当該外国貨幣の金額を、当該支出の決定の金額が邦貨を基礎とするものであるときは送金すべき貨幣の名称を、それぞれ明らかにしなければならない。

第一項及び第二項の場合において、国庫内の移換のための支出の決定をしたときは、第二項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項のうち必要な事項を明らかにしなければならない。

一 第九条第一項第一号の支出の決定をした場合

振替先として当該資金の繰入れを受ける取扱庁名並びに受入科目として年度並びに所管（一般会計にあつては主管）、会計名及び勘定名又は資金名

二 第九条第一項第二号の支出の決定をした場合

をしたときは、振替先として当該歳入の取扱庁名（当該納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、当該取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所屬庁名）、受入科目として歳入年度、主管（特別会計にあつては所管）、会計名及び勘定名並びにその他の事項として納入告知書又は納付書に記載された番号、国税収納命令官が発した納入告知書、納税告知書又は納付書に基づいて国税収納金整理資金に払い込むための支出の決定をしたときは、振替先として受入金の取扱庁名（当該納入告知書、納税告知書又は納付書が分任国税収納命令官の発したものであるときは、当該取扱庁名及び当該分任国税収納命令官の所屬庁名）、受入科目として年度及び国税収納金整理資金である旨並びにその他の事項として納入告知書、納税告知書又は納付書に記載された受入科目、番号及び納付目的

三 第九条第一項第三号の支出の決定をした場合

振替先として貨幣回収準備資金取扱担当官名、受入科目として貨幣回収準備資金及びその他の事項として貨幣回収準備資金取扱担当官から交付を受けた納入告知書に記載された番号

四 第九条第一項第四号の支出の決定をした場合

他の官署支出官が発した納入告知書又は納付書に基づいて歳出の金額に戻し入れるため支出の決定をしたときは、振替先としてセンター支出官名（「センター支出官」とは、令第一条第三号に規定するセンター支出官をいう。以下同じ。）、受入科目として歳出年度、所管、会計名、部局等があるときは部局等及び項並びにその他の事項として日本銀行本店、納入告知書又は納付書に記載された番号、関係の官署支出官の所屬庁名及び返納金戻入れである旨、日本銀行に預託金を有する出納官吏が発した納入告知書又は納付書に基づいて預託金に払い込むための支出の決定をしたときは、振替先として当該払込みを受ける出納官吏名、受入科目として預託金並びにその他の事項として当該出納官吏の預託金を取り扱う日本銀行及び納入告知書又は納付書に記載された番号

五 第九条第一項第五号の支出の決定をした場合

振替先として取扱庁名、受入科目として歳入年度、所管（一般会計にあつては主管）、会計名及び勘定名並びにその他の事項として

該職員給与の支給日に適宜の書面を債権者に交付しなければならない。

官署支出官は、年金等、国庫の支弁に属する恩給の給与金及び老齢福祉年金に係る送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号から第八号の二までに掲げる年金等 別紙第四号書式
- 二 第十一条第一項第九号及び第十号に掲げる年金等 別紙第三号書式
- 三 第十一条第一項第十一号から第十三号までに掲げる年金等及び国庫の支弁に属する恩給の給与金 別紙第四号の二書式
- 四 第十一条第一項第十四号に掲げる年金等 別紙第四号の三書式
- 五 第十一条第一項第十五号に掲げる年金等 別紙第四号の四書式

六 老齢福祉年金 国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令(昭和四十三年大蔵省令第五十一号) 別紙第四号書式

官署支出官は、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の振込みのための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知したときは、遅滞なく、道府県民税及び市町村民税の月額に於ては別紙第九号書式による道府県民税及び市町村民税月割額支出決定済通知書を、道府県民税及び市町村民税の退職手当等に係る所得割に於ては別紙第九号の二書式による道府県民税及び市町村民税退職手当等所得割(納入申告及び)支出決定済通知書を関係の市町村に通知しなければならない。

第十七条 官署支出官は、第十一条の通知をした後、次に掲げる事項に誤りがあることを発見したときは、第一号又は第三号に掲げる事項の誤りについては、直ちに、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項の誤りについては、第四十三条の規定によりセンター支出官が日本銀行本店にその訂正を請求することができる。期限までに、それぞれ、センター支出官に電子情報処理組織を使用して、その訂正の請求をしなければならない。ただし、年金等(第十一条第一項第十一号から第十五号までに掲げる年金等)にあつては、それぞれ定められた各支給期

月ごとに、振込み(当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。)及び送金をする年金等に限る。)について同項ただし書の規定による通知をした後、第一号又は第三号に掲げる事項に誤りがあることを発見したときは、別紙第五号書式(その一)又は別紙第六号書式(その一)による国庫金振込又は送金訂正手続請求書(訂正に関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。)を送付し、センター支出官にその訂正の請求をしなければならない。

- 一 第十一条第二項の規定により明らかにした同項第三号に掲げる事項
- 二 第十一条第二項の規定により明らかにした事項のうち、同項第四号に規定する支出の決定の金額に係る歳出年度、所管、会計名、部局等があるときは部局等又は項
- 三 第十一条第三項又は第四項の規定により明らかにした事項
- 四 第十一条第六項の規定により振替先又は受入科目として明らかにした事項
- 五 第十一条第六項の規定によりその他の事項として明らかにした事項のうち、同項第四号若しくは第二十六号に規定する日本銀行本店若しくは出納官吏の預託金を取り扱う日本銀行、同項第十号に規定する出納官吏の預託金を取り扱う日本銀行又は同項第十二号に規定する出納役の沖繩振興開発金融公庫預託金を取り扱う日本銀行

官署支出官は、前項の規定によりセンター支出官に同項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項の誤りについての訂正の請求をする場合において、センター支出官が受取人又は振替先に送付した国庫金振替送金通知書、国庫金振込通知書又は国庫金送金通知書があるときは、当該受取人又は振替先にこれを提出させ、センター支出官に送付しなければならない。ただし、国庫金振替送金通知書にあつては、当該振替先からその誤りについての訂正の要求があつたときに限る。

官署支出官は、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額について、第一項の規定によりセンター支出官に同項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項の誤りについての訂正の請求をする場合において、第十六条第四項の規定により道府県民税及び市町村民税月割額支出決定済通知書又は道府県民税及び市町村民税退職手当

等所得割(納入申告及び)支出決定済通知書を関係の市町村に通知している場合には、当該市町村から当該通知書を提出させ、これを訂正し、その事由を記入し、これを当該市町村に返付しなければならない。

第十八条 官署支出官は、振込み又は送金のための支出の決定をし、その旨をセンター支出官に通知した後、当該振込み又は送金の必要がなくなつたときは、支払未済の場合に限り、センター支出官に別紙第七号書式(その一)による国庫金振込又は送金取消手続請求書(当該振込み又は送金が年金等(第十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる年金等)にあつては、それぞれ定められた各支給期)ごとに、振込み(当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。)及び送金をする年金等に限る。)である場合にあつては、別紙第八号書式(その一)による国庫金振込又は送金取消手続請求書(取消しに関する事項を収録した電磁的記録媒体を含む。以下同じ。)を送付し、その取消しの請求をしなければならない。

官署支出官は、前項の規定により送付した国庫金振込又は送金取消手続請求書の記載事項に誤りがあることを発見したときは、センター支出官に訂正の請求をしなければならない。第十九条 官署支出官は、第四十一条の規定によりセンター支出官から支出済みの通知を受けたときは、直ちにその内容が第四十一条の規定により通知した内容と相違ないかどうかを確認しなければならない。

官署支出官は、職員給与の支給において第六條第一項第一号から第六号までの規定による控除の金額について、前項の確認をしたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書式による金額表を作成し、これを関係の歳入徴収官に送付しなければならない。

- 一 第六條第一項第一号 別紙第九号の三書式 による健康保険料被保険者負担金額表
- 二 第六條第一項第二号 別紙第九号の四書式 による船員保険料被保険者負担金額表
- 三 第六條第一項第三号 別紙第九号の五書式 による国家公務員有料宿舎使用料金額表
- 四 第六條第一項第四号 別紙第九号の六書式 による国家公務員通勤災害一部負担金額表
- 五 第六條第一項第五号 別紙第九号の七書式 による防衛省職員食事代金額表、別紙第九号

の八書式による防衛省職員被服弁償金額表又は別紙第九号の九書式による防衛省職員被服代払込金額表

第六條第一項第六号 別紙第九号の十書式 による厚生年金保険料被保険者負担金額表 官署支出官は、職員給与の支給において第七條第一項の相殺の相殺額について、第一項の確認をしたときは、遅滞なく、別紙第九号の十一書式による相殺額表を作成し、これを関係の歳入徴収官に送付しなければならない。

第二十条 官署支出官は、令第三十四条ただし書の規定により返納をさせるときは、当該返納をすべき職員に債権管理事務取扱規則(昭和三十一年大蔵省令第八十六号)別紙第一号書式による納入告知書を送付しなければならない。前項の場合において、官署支出官は、当該職員に対し、直ちに日本銀行支店又は代理店に当該返納のための払込みをさせる必要があるときは、当該納入告知書の表面余白に「電信れい入」と朱書しなければならない。

第二十一条 官署支出官は、前条第一項の返納をすべき職員から納入告知書又は納付書を亡失し、又は著しく汚損した旨の申出を受けたときは、直ちに、当該納入告知書又は納付書に記載された事項を債権管理事務取扱規則別紙第一号書式による納付書に記載し、これを当該職員に送付しなければならない。前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該納入告知書」とあるのは、「当該納付書」と読み替えるものとする。

債権管理事務取扱規則第三十九条の二第一項の規定は、官署支出官が前条又は前二項の規定により発した納入告知書又は納付書に記載された年度、所管、会計名、部局等があるときは部局等又は項に誤りがあることを発見した場合について準用する。 第二十二条 官署支出官は、第十六條第三項の規定により送付し、又は第三十七條第二項の規定により送付された国庫金送金通知書が、受取人の受領前に亡失したと認められるときは、その旨をセンター支出官に通知しなければならない。 官署支出官は、第十六條第三項の規定により送付した国庫金送金通知書について、センター支出官から第四十六條第一項第一号の規定による通知を受けたときは、再度国庫金送金通知書

を作成し、表面余白に「再発行」と記載し又は記録し、これを受取人に送付するとともに、その旨を日本銀行に通知しなければならない。

官署支出官は、第四十六条第二項の規定によりセンター支出官から、受取人の受領前に亡失した国庫金送金通知書により既に支払が行われた旨の通知を受けたときは、その事情を詳細に記載した書面を所管の各省各庁の長を経由して財務大臣に送付しなければならない。

前項の場合において、官署支出官は、財務大臣から支払を行うべき旨の通知を受けたときは、当該支払のための必要な手続をとらなければならない。

前二項の規定は、官署支出官が、第四十六条第三項において準用する同条第二項の規定によりセンター支出官から、受取人の亡失した国庫金送金通知書により既に支払を受けた者がある旨の通知を受けた場合及び受取人の亡失した国庫金送金通知書により既に支払を受けた者があることを知った場合について準用する。

第二十三条 官署支出官は、送金（電信による送金を除く。）の受取人から国庫金送金通知書を添え、支払場所の変更の請求を受けた場合において、相当の事由があると認めるときは、センター支出官に当該国庫金送金通知書を送付し、その変更を求めなければならない。

官署支出官は、電信による送金の受取人から支払場所の変更の請求を受けた場合において、相当の事由があると認めるときは、センター支出官にその変更を求めなければならない。

官署支出官は、年金等に係る送金の受取人から国庫金送金通知書を添え、支払場所の変更を求められた場合において、相当の事由があると認められるときは、第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、国庫金送金通知書に記載された支払場所を訂正し、受取人に送付するとともに、その旨を日本銀行に通知しなければならない。

官署支出官は、前項の規定により国庫金送金通知書に記載された支払場所を訂正し、受取人に送付したときは、その旨をセンター支出官に通知しなければならない。

第二十四条 官署支出官は、出納官吏事務規程第四十六条又は第八十四条の規定により資金前渡官吏から支払の請求を受けたときは、これを調査し、支払をすべきものと認めるときは、当該支払のための必要な手続をとり、その旨を当該資金前渡官吏に通知しなければならない。

第二十五条 令第三百三十二条、第三百三十四条及び特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第四百二十四号）の規定による支出決定簿、支出負担行為差引簿及び支払元受高差引簿への登記は、必要な事項を電子情報処理組織に記録する方法により行わなければならない。

前項の場合において、必要な事項が既に電子情報処理組織に記録されているときは、当該事項を重ねて記録することを要しない。

第二十六条 官署支出官が交替するときは、前任の官署支出官（官署支出官代理がその事務を代理しているときは、官署支出官代理。以下この条において同じ。）は、交替の日の前日現在における支出決定簿及び支出負担行為差引簿（特別会計にあつては、支出決定簿、支出負担行為差引簿及び支払元受高差引簿。次項において同じ。）の金額により別紙第十号書式による支出官引継書を作成し、これに引継ぎの年月日を記入し、後任の官署支出官とともに記名し、関係書類を後任の官署支出官に引き継ぐものとする。

各省各庁の長は、官署支出官が廃止される場合において当該官署支出官の残務を処理させる必要があるときは、当該残務を引き継ぐべき官署支出官を定め、その旨を廃止される官署支出官及び引継ぎを受ける官署支出官に通知しなければならない。

官署支出官が廃止されるときは、当該官署支出官は、廃止される日の前日現在における支出決定簿及び支出負担行為差引簿の金額により別紙第十号書式による支出官引継書を作成し、これに引継ぎの年月日を記入し、残務の引継ぎを受ける官署支出官とともに記名し、関係書類を当該官署支出官に引き継ぐものとする。

前任の官署支出官又は廃止される官署支出官が第一項又は前項の規定による引継ぎを行うことができない場合においては、それぞれ後任の官署支出官又は残務の引継ぎを受ける官署支出官が第一項又は前項に規定する支出官引継書を作成し、これに引継ぎの年月日を記入し、記名することをもつて足りる。

第三章 センター支出官の事務取扱
第二十七条 センター支出官（センター支出官代理を含む。次条第三項ただし書及び第五十条を除き、以下同じ。）は、令第四十一条第四項の規定により通知を受けた支払計画に記載

された日本銀行を振り出す小切手の支払店又は交付し、若しくは送信する国庫金振替書若しくは支払指図書取扱店（以下「取引店」という。）としなければならない。

第二十八条 センター支出官が新設されたとき又はセンター支出官の異動があつたときは、当該新設されたセンター支出官又は後任のセンター支出官は、直ちに別紙第十一号書式の取引関係通知書を作成し、これを取引店に送付しなければならない。

センター支出官の取引店の変更があつたときは、当該センター支出官は、直ちに取引関係通知書を作成し、これを変更前及び変更後の取引店にそれぞれ送付しなければならない。

前二項の規定により取引関係通知書を送付した後これらに規定する場合のほか、当該通知書の記載事項に変更を生じたときは、センター支出官は、直ちにその旨を取引店に通知しなければならない。ただし、その変更に係る事由がセンター支出官及びセンター支出官代理の取引関係通知書の双方に関係するものであるときは、センター支出官（センター支出官代理がその事務を代理しているときは、センター支出官代理）がその旨を併せて通知するものとする。

第二十九条 センター支出官は、照合のためその印鑑を日本銀行本店に送付しなければならない。

センター支出官は、取引店から小切手用紙の交付を受けなければならない。

第三十条 センター支出官は、官署支出官から第十一条の通知を受け、これに基づいて小切手の振出し又は支払指図書若しくは国庫金振替書の交付若しくは送信をしようとするときは、その内容を明らかにした書類を作成しなければならない。

第三十一条 センター支出官は、小切手の振出し前、その経費について第十一条の通知を受けているかどうか、当該経費は、支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）第十条第二項の通知に係る支払計画の金額を超過することがないかどうかを調査しなければならない。

第三十二条 センター支出官は、その振り出す小切手に金額、支払店、受取人の氏名又は名称、その小切手の持参人が支払を受けられること、振出しの年月日、振出地及び支払地を記載し、

これに記名し、印を押すほか、年度、所管、会計名、部局等があるときは部局等及び項並びに番号を付記しなければならない。

センター支出官は、令第四十五条第二項に規定する小切手を振り出す場合において、当該小切手に、別紙第十二号書式による小切手払出科目明細書を添付するときは、前項の規定にかかわらず、所管、会計名、部局等があるときは部局等及び項の付記を省略することができる。

センター支出官は、振り出す小切手に線引きをしなければならない。

第三十三条 センター支出官は、日本銀行に預託金を有しない出納官吏を受取人として小切手を振り出すとするときは、あらかじめ、照合のため、当該受取人となる出納官吏の印鑑並びにその資格及び官職氏名を明示した書面を日本銀行本店に送付しておくなければならない。

第三十四条 センター支出官は、受取人に小切手を交付し、支払を終わったときは、領収証書を徴さなければならない。

第三十五条 センター支出官は、小切手を振り出したときは、その都度、別紙第十三号書式の小切手振出済通知書を日本銀行本店に送付しなければならない。

第三十六条 第三十一条の規定は、センター支出官が支払指図書を交付し、又は送信する場合について準用する。

第三十七条 センター支出官は、日本銀行に振込み又は送金による支払をさせるときは、別紙第十四号書式による支払指図書を作成し、これを日本銀行本店に交付し、又は送信しなければならない。

センター支出官は、前項の規定により支払指図書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に勤務する職員に対する旅費及び児童手当、年金等、国庫金の支弁に属する恩給の給与金、老齢福祉年金、道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の月割額並びに退職手当等に係る所得割の特別徴収税額の振込み並びに外国送金の場合並びに第十六条第二項の規定により官署支出官が適宜の方法により受取人に振込みをした旨の通知をする場合を除き、その旨を適宜の方法により当該振込みの受取人に通知し、又は同条第三項の規定により官署支出官が国庫金送金通知書を受取人に送付する場合を除き、別紙第十五号書式による国庫金送金通知書を当該送金の受取人に送付しなければならない。

い。ただし、電信による送金の場合においては、電信でその旨を通知しなければならない。

第三十八條 第三十一條の規定は、センター支出官が国庫金振替書を交付し、又は送信する場合について準用する。

第三十九條 センター支出官は、国庫内の移換のための支払をするときは、別紙第十六号書式による国庫金振替書を作成し、これを日本銀行本店に交付し、又は送信しなければならない。

センター支出官は、前項の国庫金振替書に提出科目として歳出年度、所管、会計名、部局等があるときは部局等及び項並びに項ごとの金額、第十一條第六項の規定により振替し、受入科目及びその他の事項として明らかにされた事項並びに電信による国庫内の移換を要するときは、その旨を記載し、又は記録しなければならない。

前項の場合において、第十一條第六項の規定によりその他の事項として明らかにされた事項のうち、同項第四号に規定する返納金戻入れである旨については「返納金戻入れ」と、同項第五号に規定する保険の種類及び被保険者の負担すべき保険料である旨については「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」又は「労働保険料被保険者負担金」と、同号に規定する国家公務員有料宿舎使用料である旨については「国家公務員有料宿舎使用料」と、同号に規定する一部負担金である旨については「国家公務員通勤災害一部負担金」と、同号に規定する防衛省職員食事代である旨については「防衛省職員食事代」と、同号に規定する防衛省職員被服弁償金である旨については「防衛省職員被服代払込金」と、同項第八号に規定する所得税である旨については「所得税」と、同項第九号に規定する労働保険料である旨については「労働保険料」と、同項第十六号に規定する相殺額である旨については「相殺額」と、同号に規定する相殺額及び返納金戻入れである旨については「相殺額・返納金戻入れ」とそれぞれ記載し、又は記録するものとする。

第四十條 センター支出官は、第九條第一項第八号の源泉徴収税額を国税収納金整理資金に払い込むため国庫金振替書を交付し、又は送信するときは、第十四條の規定により官署支出官から

交付又は送信を受けた納付書及び計算書を添付しなければならない。

センター支出官は、会計法第十七條又は第二十條第二項の規定により日本銀行に預託金を有する出納官吏に資金を交付するため国庫金振替書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に資金を交付する場合及び電信により資金を交付する場合を除き、別紙第十七号書式による国庫金振替送金通知書を振替先である当該出納官吏に送付しなければならない。

センター支出官は、小切手を振り出し、又は支払指図書若しくは国庫金振替書を交付し、若しくは送信し、受取人又は日本銀行本店から領収証書の交付又は支払済書若しくは振替済書の交付若しくは送信を受けたときは、官署支出官に電子情報処理組織を使用して、支出済みの通知をしなければならない。

第四十一條 センター支出官は、第四十條の規定は、支払指図書若しくは国庫金振替書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に保管金を提出する場合を除き、別紙第十七号書式による国庫金振替送金通知書を振替先の出納官吏に送付しなければならない。

センター支出官は、第九條第一項第二十七号の保管金を提出するため国庫金振替書を交付し、又は送信したときは、官署支出官と同一の官署に置かれた出納官吏に保管金を提出する場合を除き、別紙第十七号書式による国庫金振替送金通知書を振替先の出納官吏に送付しなければならない。

第四十二條 センター支出官は、日本銀行本店から日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第二十五條第三項に規定する返納金領収通知情報若しくは同令第二十五條の二に規定する返納金領収通知情報、日本銀行代理店から同令第二十五條の三第一項に規定する返納金領収通知情報又は日本銀行蔵入代理店（日本銀行の蔵入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第九十号。以下この項において「特別手続」という。）第一条に規定する日本銀行蔵入代理店をいう。）から特別手続第三條の四第二項に規定する返納金領収通知情報の送信を受けたときは、蔵入徴収官等又は官署支出官に電子情報処理組織を使用して、その旨を通知しなければならない。

前項の規定は、日本銀行本店から日本銀行国庫金取扱規程第八十七條第二項に規定する納入告知書等記載事項訂正済通知情報の送信を受けた場合について準用する。

第四十三條 センター支出官は、官署支出官から第十七條第一項の規定により次の表の第二欄に掲げる事項について誤りゆうの訂正の請求をさ

れたときは、直ちに、当該事項の同表の第二欄に掲げる区分に応じ、同表の第三欄に掲げる書式による同表の第四欄に掲げる書面を日本銀行本店に送付し、又は送信し、その訂正を請求しなければならない。

| 事項 | 書式 | 書面 |
|-------------------------|---------------|------------|
| 一 第十七條第一項第二号に掲げる事項 | 別紙第十八号書式（その一） | 科目等訂正請求書 |
| 二 第十七條第一項第四号又は第五号に掲げる事項 | 別紙第十九号書式（その一） | 国庫金振替訂正請求書 |
| 三 第十七條第一項第一号又は第二号に掲げる事項 | 別紙第二十号書式（その一） | 国庫金振替訂正請求書 |

前項の表の二の項及び二の項に掲げる事項の誤りゆうの訂正の請求は、日本銀行において当該年度所属の歳出金を支払うことができる期限（同表の二の項に掲げる事項が、国の蔵入への納付に係るものであるときは、当該年度の歳入金を受け入れることができる期限）までにしなければならない。

センター支出官は、第一項の請求をした場合において、第十七條第二項の規定により送付を受けた国庫金振替送金通知書又は国庫金送金通知書があるときは、その誤りゆうの訂正をし、これを受取人又は振替先に送付しなければならない。

センター支出官は、第一項の請求をした後、日本銀行本店から日本銀行国庫金取扱規程第八十七條第二項又は第八十八條第二項の規定により訂正済みの通知の送付又は送信を受けたときは、関係の官署支出官に電子情報処理組織を使用して、その旨を通知しなければならない。

第四十四條 前条に規定する場合のほか、センター支出官は、その振り出した小切手又はその交付し、若しくは送信した支払指図書若しくは国庫金振替書の記載若しくは記録事項のうち金額以外のものに誤りゆうがあることを発見したときは、その内容の区分に応じ、適宜前条第一項の表の第三欄に掲げる書式による同表の第四欄

に掲げる書面を日本銀行本店に送付し、又は送信し、その訂正を請求しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

第四十五條 センター支出官は、振込み又は送金のため支払指図書を交付し、又は送信した後、第十八條第一項の規定により官署支出官から国庫金振込又は送金取消手続請求書の送付を受けたときは、支払未済の場合に限り、直ちに、日本銀行本店に別紙第七号書式（その二）による国庫金振込又は送金取消請求書（振込み又は送金が年金等（第十一條第一項第十一号から第十五号までに掲げる年金等にあつては、それぞれ定められた各支給期月ごとに、振込み（当該年金等の受取人の郵便貯金銀行の預金への振込みに限る。）及び送金をする年金等に限る。）である場合にあつては、別紙第八号書式（その二）による国庫金振込又は送金取消請求書）を送付し、当該振込み又は送金の取消しを請求しなければならない。

センター支出官は、第十八條第二項の規定により国庫金振込又は送金取消手続請求書の記載事項について誤りゆうの訂正を請求されたときは、直ちに、その訂正をするともに、日本銀行本店に、前項の規定により送付した国庫金振込又は送金取消請求書の記載事項について誤りゆうの訂正を請求しなければならない。

第四十六條 センター支出官は、官署支出官から第二十二條第一項の通知を受けた場合その他国庫金送金通知書が受取人の受領前に亡失したと認められる場合において、支払未済であることを確認し、日本銀行本店にその支払の停止の手続を請求した後、支払停止済みの通知を受けたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる手続をとらなければならない。

一 亡失した国庫金送金通知書が、第十六條第三項の規定により官署支出官が送付したものであるとき 支払停止済みである旨を当該官署支出官に通知

二 亡失した国庫金送金通知書が、第三十七條第二項の規定によりセンター支出官が送付したものであるとき 再度国庫金送金通知書を作成し、表面余白に「再発行」と記載し又は記録し、これを受取人に送付するとともに、その旨を官署支出官及び日本銀行本店に通知

センター支出官は、第九條第一項第八号の源泉徴収税額を国税収納金整理資金に払い込むため国庫金振替書を交付し、又は送信するときは、第十四條の規定により官署支出官から

号)第十六条第一項の規定により同法第七条第一項の規定を読み替えて適用する場合におけるこの省令の適用については、第十六条第一項及び第三十七条第二項中「児童手当」とあるのは、「子ども手当」とする。

附則 (昭和二十三年七月二四日大蔵省令第六九号)
この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、食糧管理特別会計法第四条ノ三第二項の規定による資金の交付に関する部分は、昭和二十三年七月十日から、これを適用する。

附則 (昭和二十三年一〇月二九日大蔵省令第九八号) 抄
この省令は、公布の日から、施行する。

1 この省令は、公布の日から、施行する。

附則 (昭和二十五年四月一日大蔵省令第二九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年七月五日大蔵省令第六六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年一二月二九日大蔵省令第一四一号) 抄
この省令は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年三月二四日大蔵省令第一四号) 抄
この省令は、昭和二十八年四月一日から施行する。但し、改正後の支出官事務規程第七條、第二十六條及び第四十二條の規定並びに改正後の出納官事務規程第三十四條第二項の規定は、昭和二十七年七月一日降の予算の執行に係る分、支出官事務規程第十一條の二第一項の改正規定中第二種掛金の控除に係る部分は、昭和二十七年七月一日から、適用する。

附則 (昭和二十八年三月三一日大蔵省令第一八号) 抄
この省令は、昭和二十八年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一日大蔵省令第五一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十九年三月二〇日大蔵省令第一四号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月十五日から適用する。

附則 (昭和二十九年五月三一日大蔵省令第四〇号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年一月十五日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年四月一日から適用する。

附則 (昭和二十九年六月一七日大蔵省令第五四号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の支出官事務規程第九条の規定は、昭和二十九年五月一日から適用する。

附則 (昭和三十〇年四月二〇日大蔵省令第一五号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十〇年五月三二日大蔵省令第二四号) 抄
この省令は、昭和三十年六月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年三月二二日大蔵省令第一一号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年九月二四日大蔵省令第五八号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十一年二月二九日大蔵省令第八六号) 抄
この省令は、法の施行の日(昭和三十一年一月十日)から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二八日大蔵省令第一一号)
この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、支出官事務規程第二十四條及び第三十四條の四並びに政府資金調達事務取扱規則の改正部分については、昭和三十三年三月十一日から適用する。

1 この省令は、公布の日から施行し、北海道開発公庫法の一部を改正する法律施行の日から適用する。

附則 (昭和三十三年六月一〇日大蔵省令第三二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行し、次の各号に定める規定に関しては、当該各号に定める日が昭和三十三年六月三〇日大蔵省令第三七号) 抄
この省令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年六月三〇日大蔵省令第三八号)
この省令は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第一条中支出官事務規程第十一條の三第一項の改正規定及び第二条中出納官事務規程第四十二條の三第一項の改正規定は、昭和三十三年一月一日から施行する。

附則 (昭和三十三年八月二六日大蔵省令第四三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年九月三日大蔵省令第四八号) 抄
この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年一月二七日大蔵省令第四四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年二月二五日大蔵省令第一〇号) 抄
この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年一〇月八日大蔵省令第七〇号) 抄
この省令は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年二月二七日大蔵省令第八号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十五年六月二九日大蔵省令第三六号) 抄
この省令は、昭和三十五年七月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年五月二五日大蔵省令第二六号)
この省令は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和三十六年一月一日大蔵省令第七二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月二四日大蔵省令第七号) 抄
この省令は、公布の日から施行し、次の各号に定める規定に関しては、当該各号に定める日が昭和三十九年四月一日以降の日であるものについて適用する。

一 有価証券の応募、引受け又は買入れに係る規定 その応募、引受け又は買入れをする日

二 貸付け(借換えを含む。以下同じ。)に係る規定 その貸付けをする日

三 有価証券の売却に係る規定 その売却をする日

四 有価証券の償還元金又は利子の取立てに係る規定 元金の償還期日又は利子の支払期日

五 貸付金の元金の償還(繰上償還を含む)又は利子の支払に係る規定 元金の償還期日又は利子の支払期日

六 歳入の徴収に係る規定 その歳入を収納すべき日

七 前四号の場合において、債権額に相当する金額をこえる金額の払込みを受けたときにおける当該こえる金額の払戻しに係る規定 その払戻しをする日

附則 (昭和三十九年一〇月三一日大蔵省令第七〇号) 抄
この省令は、昭和三十九年十一月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年三月三一日大蔵省令第一四号)
この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年四月一日大蔵省令第二一号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四一年一〇月三一日大蔵省令第六三三号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年一月一日から適用する。

附則 (昭和四二年六月二七日大蔵省令第三五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年九月二日大蔵省令第五七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年三月二七日大蔵省令第七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年四月三〇日大蔵省令第二四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附則 (昭和四十三年二月二十八日大蔵省令第六三三号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十四年二月十七日大蔵省令第六〇号)

この省令は、昭和四十四年十二月二十日から施行する。

附則 (昭和四十五年八月二十五日大蔵省令第六二二号) 抄

1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附則 (昭和四十五年九月二十九日大蔵省令第六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十六年二月三〇日大蔵省令第八一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の契約事務取扱規則第二十六条の規定は、昭和四十六年十月一日から適用する。

附則 (昭和四十六年二月二十八日大蔵省令第九一〇号)

この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年三月三十一日大蔵省令第一八〇号) 抄

1 この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年四月二十八日大蔵省令第二七〇号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の支出官事務規程(第九条の規定を除く)、出納官吏事務規程及び国税収納金整理資金事務取扱規則の規定は、昭和四十七年度予算から適用する。

附則 (昭和四十七年五月一日五十大蔵省令第四七〇号)

この省令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附則 (昭和四十八年二月一日大蔵省令第六二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十九年二月六日大蔵省令第六五〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年七月二十二日大蔵省令第五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年六月四日大蔵省令第二三三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五五年七月一日大蔵省令第三〇〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五七年一〇月一日大蔵省令第五六五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年三月二十八日大蔵省令第九九〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年三月一七日大蔵省令第三〇〇号) 抄

1 この省令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和五九年六月二十二日大蔵省令第二六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年九月二十九日大蔵省令第四三三〇号)

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則 (昭和五九年十二月二十五日大蔵省令第四六六〇号) 抄

1 この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。

附則 (昭和六二年三月二十六日大蔵省令第一一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六二年三月二十七日大蔵省令第二二〇号) 抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年四月一日から施行する。)

附則 (昭和六二年六月二十六日大蔵省令第三三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六三年三月二十三日大蔵省令第七七〇号) 抄

1 この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年四月一日大蔵省令第一九〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年四月六日大蔵省令第四三三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年三月二十八日大蔵省令第一二二〇号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則 (平成四年六月二十三日大蔵省令第三八八〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年三月二十三日大蔵省令第一一〇号)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取りつくり使用することができる。

附則 (平成六年七月一日大蔵省令第七一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年六月二十九日大蔵省令第四五五〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成九年三月二十八日大蔵省令第二二〇号) 抄

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則 (平成九年八月二日大蔵省令第六五五〇号) 抄

1 この省令は、平成九年十月一日から施行する。

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年三月二十六日大蔵省令第一二二〇号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成十一年六月三〇日大蔵省令第六二二〇号) 抄

1 この省令は、中小企業総合事業団法の施行の日(平成十一年七月一日)から施行する。

附則 (平成十二年三月二十九日大蔵省令第二二一〇号) 抄

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年三月三〇日大蔵省令第二二二〇号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成十二年九月二十九日大蔵省令第七五五〇号) 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十三年三月二十五日財務省令第一四四〇号) 抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年七月一六日財務省令第五〇〇号)

1 この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則 (平成十四年九月三〇日財務省令第五一〇号) 抄

1 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附則 (平成十五年三月三十一日財務省令第四八八〇号) 抄

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成十六年三月四日財務省令第一〇〇号) 抄

1 この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

1 この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

附則（平成一六年六月三〇日財務省令第四八号）抄

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三〇日財務省令第二二号）抄

第一条 この省令は、予算決算及び会計令等の一部を改正する政令の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行前に行ったこの省令の規定による改正前の各省令の規定による歳入の徴収及び支出に関する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

（支出官事務規程の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行前に第七條の規定による改正前の支出官事務規程第二十一條の規定により財務大臣が定めた外国貨幣換算率は、第七條の規定による改正後の同令第十一條第二項第四号の規定により財務大臣が定めたものとみなす。

（旧書式の使用）

第九条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙及び現に存する附則第二条による廃止前の各省令の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（平成一八年三月三一日財務省令第三〇号）抄

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日財務省令第二六号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三一日財務省令第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特別会計に関する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年九月二八日財務省令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第五条中支出官事務規程附則

に一条を加える規定は、公布の日から施行する。

（旧書式の使用）

第六条 この省令の施行の際、現に存する第五条による改正前の支出官事務規程別紙第三号書式及び別紙第四号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（施行期日）

附則（平成二〇年二月二九日財務省令第七号）抄

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、特別会計に関する法律の一部の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

（施行期日）

附則（平成二〇年三月二七日財務省令第一五号）抄

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二〇年九月三〇日財務省令第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月五日から施行する。

（書式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の日本銀行国庫金取扱規程第一号の五書式、支出官事務規程別紙第六号書式及び別紙第八号書式並びに歳入徴収官事務規程別紙第三号書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

（施行期日）

附則（平成二二年三月三〇日財務省令第一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二二年二月二八日財務省令第七三号）抄

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（施行期日）

附則（平成二二年四月一日財務省令第二九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二二年四月三〇日財務省令第三六号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二二年八月四日財務省令第四六号）抄

この省令は、平成二十二年八月五日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二二年一月一日財務省令第五一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二三年八月一〇日財務省令第六〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二三年九月三〇日財務省令第六六号）抄

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二三年一月二七日財務省令第七一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

（施行期日）

附則（平成二六年三月二八日財務省令第一六号）抄

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二六年五月二九日財務省令第四五号）抄

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

（施行期日）

附則（平成二六年九月二五日財務省令第七七号）抄

この省令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（施行期日）

附則（平成二七年九月三〇日財務省令第七三号）抄

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二八年三月四日財務省令第六号）抄

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二九年三月六日財務省令第四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二九年三月六日財務省令第四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則 (平成二十九年三月三十一日財務省令第一四号)
 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二一日財務省令第五号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一〇月二九日財務省令第二九号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年四月一日財務省令第三八号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月四日財務省令第七三号)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和三年七月一五日財務省令第五五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別紙第1号書式

別紙第1号書式

支出官代理開始及び終止整理表

(年 度) (所 管)

(会 社 名)

(支 出 官 官 職 氏 名)

(支 出 官 代 理 官 職 氏 名)

1. 代 理 開 始 年 月 日

2. 代 理 終 止 年 月 日

3. 事 務 の 範 囲

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別紙第2号書式

別紙第2号書式

支 出 官 代 理 表

(年 度)

(所 管)

(支 出 官 官 職 氏 名)

(支 出 官 代 理 官 職 氏 名)

1. 代 理 開 始 年 月 日

2. 代 理 終 止 年 月 日

3. 事 務 の 範 囲

別紙第2号書式

支 出 官 代 理 表

(年 度)

(所 管)

(支 出 官 官 職 氏 名)

(支 出 官 代 理 官 職 氏 名)

1. 代 理 開 始 年 月 日

2. 代 理 終 止 年 月 日

3. 事 務 の 範 囲

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 2. (2)の1)は、(2)の2)と同様である。
 3. (2)の1)の欄は、(2)の2)と同様である。
 4. 必要に応じて、(2)の1)の欄に「事務の範囲」を記載する。

別紙第3号書式
裏面

| | | | | | | | | | | |
|--|---|--------|---|----------|---|---------|---|-------|---|-------------------------------------|
| <p align="center">労災保険年金等送金通知書</p> <p>あなたの年金・労災医学等振替費・労災支援給付金は下記のとおり支払います。</p> <p>支払開始日 年 月 日 年金証書の番号</p> <table border="1"> <tr><td>労災保険年金</td><td>円</td></tr> <tr><td>労災医学等振替費</td><td>円</td></tr> <tr><td>労災支援給付金</td><td>円</td></tr> <tr><td>合計支払額</td><td>円</td></tr> </table> <p>支払店 「 銀行 店」又は「郵便局」</p> | | 労災保険年金 | 円 | 労災医学等振替費 | 円 | 労災支援給付金 | 円 | 合計支払額 | 円 | <p>(受給権者)</p> <p>住所 氏名 (姓)</p> |
| 労災保険年金 | 円 | | | | | | | | | |
| 労災医学等振替費 | 円 | | | | | | | | | |
| 労災支援給付金 | 円 | | | | | | | | | |
| 合計支払額 | 円 | | | | | | | | | |
| <p align="center">受領証</p> <p>上記の金額を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 (官署支出官 厚生労働省労働基準局長)</p> <p>(裏面の注意事項をよく読んでください。)</p> | | | | | | | | | | |

裏面

| | |
|--|---|
| <p>(注意事項)</p> <p>1 この通知書の受領後、送金等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたりしたときは、遺失の場合、直ちに貴局に対しお支払できないこととなりますので、お支払を受けるまでは大切に保管してください。</p> <p>2 支払を受けるときは、裏面の「受領証」欄に氏名を書き、年金証書と一緒に裏面の支払店に差し出してください。</p> <p>なお、住所の変更などにより裏面の支払店から支払を受けることが困難な場合には、この通知書を持参の上、貴署の労働基準監督署に届け出てください。ご希望の支払店から支払を受けることができます。この場合、届け出てからご希望の支払店から支払を受けるまでに20日程度かかります。</p> <p>3 この通知書をご失したときは、直ちに、裏面の支払店に支払の停止を請求してください。</p> <p>この場合、支払がまだされていないときは、裏面の支払店を経由して下記連絡先へ届け出てください。</p> <p>4 裏面の支払開始日から1年を過ぎると、この通知書による支払店での支払はできませんので注意してください。</p> <p>5 この通知書を紛失された方は、貴署の労働基準監督署まで届け出てください。</p> <p>連絡先 厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課 (所在地) (電話番号)</p> | <p>責任者</p> <p>表記の金額を受領することを記載の者に委任します。</p> <p>(代理人) 住所 氏名</p> <p>(受給者) 氏名</p> |
|--|---|

備考 1 用紙の欠き等は、ほかの欠きと同等とする。
2 右欄による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づく年金たる特別退職年金の送金に係る通知をする場合については、「労災保険年金等送金通知書」とあるのは「特別退職年金送金通知書」と、「年金・労災医学等振替費・労災支援給付金」とあるのは「特別退職年金」とする。
3 「(注意事項)」については、上記の他、必要な事項を記述することができる。

別紙第4号書式

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| <p>第一片</p> <p>(受取人、住所、氏名)</p> | <p align="center">(裏面) 第二片</p> <p>〇〇年金送金通知書</p> <p>あなたの年金は、下記のとおり支払います。</p> <p>氏 名 支払開始日 令和 年 月 日 年金の種類 年金証書の基礎年金番号・年金コード (金額) 円 支払店 銀行 店 郵便局</p> <p>受領証</p> <p>上記の金額を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 令和 年 月 日 官署支出官 厚生労働省労働基準局長</p> | <p>第三片</p> <p>差の金額を左記欄の支払店でお受け取りください。</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 この通知書の受領後、送金等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたりしたときは、遺失の場合、直ちに貴局に対しお支払できないこととなりますので、お支払を受けるまでは大切に保管してください。</p> <p>2 この通知書を失したときは、直ちに本署の支払店に支払の停止を請求してください。その支払がまだされていないときは、労働基準監督署を経由して貴署まで届け出てください。</p> <p>3 受取人は、債権譲渡に目付及び氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差し出してください。</p> <p>4 貴局の支払開始日から1年を過ぎますと貴局の支払店では支払を受けられません(その場合は年金証書の郵送等にお申し出ください)。</p> |
|-------------------------------|--|---|

備考 1 用紙の手内の欠き等は、ほかの欠きと同等とし、金額に赤字は記入がその取扱いとする。
2 金額欄は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
3 注意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
4 書類には消滅後にかかる年金の種類を記載することができる。
5 厚生労働省の労働給付金振替特別口座及び銀行振替特別口座の送金に係る通知をする場合には、「〇〇年金送金通知書」とあるのは「〇〇加給年金送金通知書」と、「令和の年(月)」とあるのは「令和の年(月)」と、「年金の種類」とあるのは「加給金の種類」とする。
6 年金給付金振替特別口座(振替特別口座)とあるのは「加給金の種類」とあるのは「加給金の種類」とする。なお、年金給付金振替特別口座に振り込まれる年金の種類は、厚生労働省労働基準局長(労働基準局長)の委任による通知をする通知書にあっては、「〇〇年金送金通知書」とあるのは「〇〇年金送金通知書」と、「令和の年(月)」とあるのは「令和の年(月)」と、「年金の種類」とあるのは「給付金の種類」と、「厚生労働省労働基準局長」とあるのは「厚生労働省大臣官房長官」とする。

別紙第9号の4書式

| 「何」会計 | | 船員保険料被保険者負担金額表 | | | | 収入取扱い | |
|--------------|----|----------------|-----------------|--------|---------------------|-------|--|
| 主管 (又は所管) | 年度 | 国庫金振替書 | 船員保険料 被保険者氏名 | 額 円 | 保 険 料 負 担 金 円 | 備 考 | |
| | | | | | | | |

上記の船員保険料被保険者負担金を払い込みました。
 令和「何」年「何」月「何」日
 「職入徴収官 官 氏 名」殿 「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5とすること。

別紙第9号の5書式

| 「何」会計 | | 国家公務員有料宿舎使用料金額表 | | | 収入取扱い | |
|--------------|----|-----------------|------------------------|------------|-------|--|
| 主管 (又は所管) | 年度 | 国庫金振替書 | 国家公務員 有料宿舎使 用者氏名 | 使 用 料 円 | 備 考 | |
| | | | | | | |

上記の国家公務員有料宿舎使用料を払い込みました。
 令和「何」年「何」月「何」日
 「職入徴収官 官 氏 名」殿 「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第5条に規定する合同宿舎の使用料金額に係るもの)にあつては、同規格A列4とすること。

別紙第9号の6書式

| 「何」会計 | | 国家公務員通勤災害一部負担金額表 | | | 収入取扱い | |
|--------------|----|------------------|-------------|-------------------------|-------|--|
| 主管 (又は所管) | 年度 | 国庫金振替書 | 被災職員 氏 名 | 一 部 負 担 金 払 込 額 円 | 備 考 | |
| | | | | | | |

上記の国家公務員通勤災害一部負担金を払い込みました。
 令和「何」年「何」月「何」日
 「職入徴収官 官 氏 名」殿 「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5とすること。

別紙第9号の7書式

| 「何」会計 | | 防衛省職員食事代金額表 | | | 収入取扱い | |
|--------------|----|-------------|--------------|------------|-------|--|
| 主管 (又は所管) | 年度 | 国庫金振替書 | 防衛省職員 氏 名 | 食 事 代 円 | 備 考 | |
| | | | | | | |

上記の防衛省職員食事代を払い込みました。
 令和「何」年「何」月「何」日
 「職入徴収官 官 氏 名」殿 「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5とすること。

別紙第9号の8書式

| 「何」会計 | | 防衛省職員被服弁償金額表 | | | 収入取扱い | |
|-------|----|--------------|-------------|------------|-------|--|
| 主管 | 年度 | 国庫金振替書 | 防衛省職員 氏名 | 弁償金 払込額 | 備考 | |
| | | | | | 円 | |

上記の防衛省職員被服弁償金を払い込みました。

令和「何」年「何」月「何」日

「歳入徴収官 官 氏 名」殿

「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5とすること。

別紙第9号の9書式

| 「何」会計 | | 防衛省職員被服代払込金額表 | | | 収入取扱い | |
|-------|----|---------------|-------------|-------------|-------|--|
| 主管 | 年度 | 国庫金振替書 | 防衛省職員 氏名 | 被服代払込 金額 | 備考 | |
| | | | | | 円 | |

上記の防衛省職員被服代払込金額を払い込みました。

令和「何」年「何」月「何」日

「歳入徴収官 官 氏 名」殿

「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5とすること。

別紙第9号の10書式

| 「何」会計 | | 厚生年金保険料被保険者負担金額表 | | | | 収入取扱い | |
|--------------|----|------------------|----------------|-----|----------------|-------|--|
| 主管 (又は所管) | 年度 | 国庫金振替書 | 厚生保険被 保険者氏名 | 額 額 | 保 険 料 負 担 金 | 備 考 | |
| | | | | 円 | 円 | | |

上記の厚生年金保険料被保険者負担金を払い込みました。

令和「何」年「何」月「何」日

「歳入徴収官 官 氏 名」殿

「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5とすること。

別紙第9号の11書式

| 「何」会計 | | 租 税 額 表 | | | 収入取扱い | |
|--------------|-----|---------|--------------|---------|-------|--|
| 主管 (又は所管) | 年 度 | 国庫金振替書 | 租税相手方 氏 名 | 租 税 金 額 | 備 考 | |
| | | | | | 円 | |

上記の租税金額を払い込みました。

令和「何」年「何」月「何」日

「歳入徴収官 官 氏 名」殿

「官署支出官 官 氏 名」

備考 用紙寸法は、日本産業規格A列5とすること。

別紙第 14 号書式

| | |
|-------|--|
| 第 1 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

第 2 表

| | |
|-------|--|
| 第 2 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

別紙第 14 号書式

| | |
|-------|--|
| 第 3 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

第 4 表

| | |
|-------|--|
| 第 4 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

第 5 表

| | |
|-------|--|
| 第 5 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

第 6 表

| | |
|-------|--|
| 第 6 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

別紙第 14 号書式

| | |
|-------|--|
| 第 7 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

第 8 表

| | |
|-------|--|
| 第 8 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

第 9 表

| | |
|-------|--|
| 第 9 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

別紙第 14 号書式

| | |
|--------|--|
| 第 10 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

第 11 表

| | |
|--------|--|
| 第 11 表 | |
| 氏名 | |
| 住所 | |
| 印 | |

別紙第 14 号書式

1. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

2. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

3. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

4. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

5. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

6. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

7. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

8. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

9. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

10. 本表は、個人事業主が、個人事業の開始、継続、終了、変更、廃止、その他重要な事項を記載するものである。

第15号書式（第37条）

（表 面）

国庫金送金通知書

令和 年 月 日発行

右の金額を次の金融機関でお受け取り下さい。

（注意事項）
 1 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は責務に対しお支払できないこととなりますので、払戻しを受けるまでは大切に保管して下さい。
 なお、この通知書についてのお問合せは、取扱官署にお申出下さい。
 2 この通知書を亡失したときは、直ちに上記の銀行又は郵便局に支払の停止を請求して下さい。

（裏面につづく）

（取扱官署名）

（官署の所在地及び官署名）
（センター支店官 官職）

金額 円
（支払事由）

番号 (日付印)

裏面の領収証にご記入のうえ窓口にお出し下さい。

（領収証の収入印紙 要・不要）

（裏 面）

（表裏よりつづく）

| | |
|--|--|
| 領 収 証 | 差 任 状 |
| 表記の金額を受領しました。 年 月 日 住 所 氏 名 収 入 印 紙 | 表記の金額を受領しました。 に委任 しました。 年 月 日 住 所 氏 名 |

この場合、その支払がまだなされていないときは、上記金融機関を經由して発行官署へ届け出て下さい。

3 この通知書により送金金額を受け取る者は、印紙証明書、身分証明書又は国庫金送金等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにして下さい。

4 受取人は、領収証欄に住所、住所及び氏名を記入して下さい。ただし、公称指が公金を受領する場合にあつては、住所名又は公共団体等の名称及び官職名を記入し、記名して下さい。

5 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、署名するから又は別に委任状を差し出して下さい。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名して下さい。

6 印紙税法の規定により、印紙税を納めることとなつている場合には、所定の額に相当する収入印紙をはり、消して下さい。

7 この通知書の発行の日から1年を過ぎますと表記の銀行又は郵便局では払いを受けられません（その場合は裏面記載の取扱官署にお申出下さい。）。

備考

- 1 用紙の大きさは、おおよそ縦11cm、横21cmとする。
- 2 表裏の領収証の収入印紙欄は、空・名刺のいずれかの不要文字を抹消するものとする。
- 3 この通知書は、電子情報処理組織を使用して作成するものとする。

国庫金送金通知書

令和 年 月 日発行

金額 円

番号 (日付印)

裏面の領収証にご記入のうえ窓口にお出し下さい。

（領収証の収入印紙 要・不要）

備考 (201)

国庫金送金通知書

令和 年 月 日発行

金額 円

番号 (日付印)

裏面の領収証にご記入のうえ窓口にお出し下さい。

（領収証の収入印紙 要・不要）

備考 (202)

国庫金送金通知書

令和 年 月 日発行

金額 円

番号 (日付印)

裏面の領収証にご記入のうえ窓口にお出し下さい。

（領収証の収入印紙 要・不要）

別紙第20号書式
(その1)

(番号)

国家金振込又は送金訂正請求書

年 月 日

下記のとおり訂正して下さい。

| | | |
|-----------------|---|----|
| 振込番号 | 元 | 訂正 |
| 送金年月日 | | |
| 受取人住所 氏名又は名称 | | |
| 金融機関店名 | | |
| 預行金種別 及び口座番号 | | |
| 金額 | 円 | |

日本銀行（何店 まで）
(センター支店 官職 氏名 印)

(その2)

国家金振込又は送金訂正済通知書

年 月 日

下記のとおり訂正しましたので、通知します。

| | | |
|-----------------|---|----|
| 振込番号 | 元 | 訂正 |
| 送金年月日 | | |
| 受取人住所 氏名又は名称 | | |
| 金融機関店名 | | |
| 預行金種別 及び口座番号 | | |
| 金額 | 円 | |

(センター支店 まで) 日本銀行（何店）

- 備考
- 別紙第18号書式の備考1は、本書式に準用する。
 - 当該訂正が振込みに係るものであるときは「振込」の文字を、当該訂正が送金に係るものであるときは「送金」の文字を○で囲むものとする。

別紙第21号書式

支出金振付為替引継書

支店長印行爲引継書 (年 祝) (印 留)

(印 留)

| | |
|------------|------------------|
| 振替の名称 | 毎歳年度の決算日の前日までの期間 |
| 支出金振付為替引継書 | 年 月 日 年 月 日 |

上記期間中の支取の合計額に相当する金額は、別紙のとおりである。
以上のとおり、引継書を作成した。

前任者 (支出金振付為替引継書 官 職 氏 名)
後任者 (支出金振付為替引継書又は支出印 官 職 氏 名)

備考

- 期間の大きさは、日本標準時間第4区標準時を以てするものとする。
- 別紙第19号書式(印留)の印留欄に「印留」を記入する。
- 本紙第21号書式(印留)の印留欄には、本欄中の「印留」があるのは「印留の日」とし、「前任者」とあるのは「印留される者」と、「後任者」とあるのは「後任を引き継ぐ者」とする。